

## 熊本県肝疾患コーディネーター認定要領

### 第1 目的

この要領は、肝疾患に関する正しい知識の普及啓発やウイルス性肝炎患者の早期発見及び早期治療の推進並びに肝炎患者等に対する相談支援等を効果的に実施するため、熊本県肝疾患コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 認定

知事は、県と熊本県肝疾患診療連携拠点病院（熊本大学医学部附属病院をいう。以下同じ。）が共催で実施する熊本県肝疾患コーディネーター養成講座の受講修了者をコーディネーターに認定し、受講修了者に対して別記様式により認定証を交付するものとする。

### 第3 有効期間

第2の認定の有効期間は、知事の認定を受けた日から3年を経過した年度の3月31日までとする。

### 第4 認定の更新

1 第2の認定の更新は、第3の有効期間が終了する日までに、熊本県肝疾患診療連携拠点病院が実施する次の研修会を受講した者について知事が更新を行う。

肝疾患コーディネーター研修会 有効期間内につき1回

2 1の認定の更新を希望する者は、有効期間が終了する年度の1月末日までに熊本県肝疾患診療連携拠点病院に申し込みを行うものとする。

3 熊本県肝疾患診療連携拠点病院は、更新を希望する者の申込書及び1に定める研修会の受講状況を添えて知事に認定の更新を依頼するものとする。

### 第5 雑則

この要領に定めるもののほか、コーディネーターの認定等に関し、必要な事項は知事が定める。

（施行期日等）

この要領は、平成27年3月11日から施行するものとし、平成26年度熊本県肝疾患コーディネーター養成講座の受講修了者から適用する。

附則

この要領は、平成29年11月10日から施行するものとし、施行日の時点で熊本県肝疾患コーディネーターの者についても適用する。

別記様式

第 号

# 認 定 証

様

あなたを熊本県肝疾患コーディネーターに  
認定します。

有効期間は、平成 年 月 日から  
平成 年 月 日までとします。

平成 年 月 日

熊本県知事 蒲島 郁夫